

茅野市 未熟児養育医療のご案内

1 制度の概要

養育医療は、身体の発育が未熟のまま出生し、指定医療機関での入院養育を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

2 未熟児養育医療の対象者

- ・茅野市に住所がある乳児（1歳未満児）
- ・指定医療機関の医師が養育医療の対象と認めた乳児

3 未熟児養育医療の申請に必要なもの

- ・養育医療給付申請書
- ・養育医療意見書（指定医療機関の医師が記入したもの）
- ・世帯調書
- ・同意書
- ・委任状
- ・茅野市福祉医療費給付金支給申請書
- ・お子さんの加入する医療保険がわかるもの
（マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの画面 等）
- ・世帯全員分の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

4 自己負担金について

給付の決定後、養育医療券が郵送されます。指定医療機関へ提示してください。

養育医療券の提示により、保険適用分の医療費については、病院の窓口でのお支払いはありません。（おむつ代等の保険適用外の費用は自費となります）

世帯の市民税所得割額に応じて、自己負担金が決定されますが、茅野市福祉医療給付金制度を併用することができるため、実際にお支払いただくのはひと月 500 円となります。後日納付書をお送りします。

【医療費負担のイメージ】

医療保険負担分		自己負担分	
医療保険（8割）	高額療養費	養育医療	一部負担金

保護者は 500 円負担
残りの金額は、福祉医療
給付金から充当

徴収基準額表(養育医療給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準月額 (円)	徴収基準加算 月額(円)
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付受給世帯			0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,600	260
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯			5,400	540
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額			
		15,000円以下	D1	7,900	790
		15,001円～21,000円	D2	10,800	1,080
		20,001円～51,000円	D3	16,200	1,620
		51,001円～87,000円	D4	22,400	2,240
		87,001円～171,300円	D5	34,800	3,480
		171,301円～252,100円	D6	49,400	4,940
		252,101円～342,100円	D7	65,000	6,500
		342,101円～450,100円	D8	82,400	8,240
		450,101円～579,000円	D9	102,000	10,200
		579,001円～700,900円	D10	123,400	12,340
		700,901円～849,000円	D11	147,000	14,700
		849,001円～1,041,000円	D12	172,500	17,250
		1,041,001円～1,222,500円	D13	199,900	19,990
		1,222,501円～1,423,500円	D14	229,400	22,940
		1,423,501円以上	D15	全額	左の徴収基準 月額の10%。 ただし、その額 が26,300円に 満たない場合 は、26,300円。

問い合わせ先

保険課 後期高齢・福祉医療係

〒391-8501

茅野市塚原二丁目6番1号

電話 0266-72-2101 (内線 327)